

# 短期大学における教職課程の運営と教員養成 －教職の意義等の科目を中心に－

伊 藤 一 雄\*

The administration of the teacher training curriculum in the junior college  
—In the case of a kindergarten and an elementary school—

Kazuo Ito

---

【キーワード】短期大学、幼稚園、教員養成、教育課程  
junior college, kindergarten, teacher education, curriculum

## 緒 言

戦後間もない1949（昭24）年5月に制定された「教育職員免許法・法律第147号」（以下旧免許法と略す）において、教育職員免許状（以下教免と略す）を取得するには、教職課程を認可された大学において、必要な単位を修得すれば教免が得られる「開放制」が取り入れられた。その後、1988（昭63）年に至るまで、大規模な改訂はない。その間に高校や大学への進学率は上昇し、高校は1974（昭49）年に90%、大学（短大も含む）は2005（平17）年度に50%を超えた。教免を取得する学生も増加し、教員としての資質・能力等が十分とは言えない学生も入学してくる状況が生まれた。1988（昭63）年に教免取得の条件等が改訂され、「新教育職員免許法・法律第106号」（以下新免許法と略す）が成立した。

この教免の変遷については2000年頃までは水原克敏の先行研究がある<sup>1)</sup>。本論はその後の教免と教員養成の変化について概括し、以下の3点について調査研究した。

1. 新免許法の下で新設された「教職の意義等に関する科目」（以下「教職意義」と略す）を設置している短期大学のシラバスから、設置時の趣旨に沿った方向で指導されているか調査研究した。
2. 近年教員養成期間が延長の傾向にあるが、長期化が、幼児や初等教育の低学年を担当する教員の資質・能力を伸ばすのか、職業教育の視点から研究する必要性を論じた。
3. 教職課程の運営と教員養成を高大連携の視点から捉え、短期大学における効果的な教員

---

所属および連絡先

\* 大阪千代田短期大学

養成の方向について考察した。

## 1. 教員免許制度の変遷

旧免許法が定着し、戦前の学校制度の下で教免を取得した教員に対する「みなし制度」がほぼ完了した1954（昭29）年から1988（昭63）年に至る30年余の間、旧免許法に大きな改訂はない。1958（昭33）年に中教審が教員養成制度の改善方針について答申し、教員養成の目的化が提起されたが、日本教育学会や大学関係者の反対もあり、免許法の改訂までには至っていない<sup>2)</sup>。

教員養成の制度が大きく変わったのは臨時教育審議会及び教育職員養成審議会（以下養成審議会と略す）の答申を受けて改訂された新免許法である。旧免許法から新免許法に至る教免関係の変遷の大略を表1に示す。旧免許法では幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲、聾、養護学校の教免の内、高等学校以外は基礎資格が准学士（または短期大学士）で2級教免、学士で1級教免を取得できた。新免許法では高等学校教諭を除いて基礎資格が准学士（または短期

表1 新免許法制定以後の教免関係の主な変遷

年 次	主たる改訂内容	教免の適用校種等
1949（昭和24）年5月	旧免許法制定、当初は教育長、校長、指導主事免許が設けられるが昭和29年より廃止される。	
1988（昭和63）年12月	旧免許法を改定し新免許法が成立する。 専修、1種、2種、臨時に加えて特別免許状*が新設、高校に教科「福祉」「情報」が新設される。	幼、小、中、高、盲、聾、養護、養護学校
1997（平成9）年4月	小、中教免取得希望者に7日間の介護体験が義務付けられる。	
1998（平成10）年4月	教免取得に必要な単位数が大幅に増加する。 例 小2種 20単位⇒27単位	
2001（平成13）年7月	新しい教職課程認定基準が設けられる。 基準を満たさない場合は新設できず。	
2002（平成14）年4月	懲戒免職処分者は教免の失効等、免許状の失効に係る措置が強化される。	
2004（平成16）年7月	栄養教諭免許が新設される。	幼、小、中、高、盲、聾、養護、養護学校教諭、栄養
2006（平成18）年3月	特別支援学校教諭免許が新設され、盲、聾、養護学校教諭を総合した教免に変わる。	幼、小、中、高、養護、栄養特別支援学校**
2007（平成19）年5月	教員免許状の10年更新制が創設される。	
2008（平成20）年4月	教職実践演習の新設、教職課程の是正勧告及び認可取消しの制度化が始まる。	
2015（平成27）年12月	中央教育審議会初等中等教育部会より教職課程認定基準及び教職科目改訂（案）が示される。	

\* 特別免許状は社会的経験、専門的な経験や知識、社会的信望などを有する者に、任命または雇用する者の推薦がある場合、教育職員検定を受けて発行される。幼稚園教諭の特別免許状はない。

\*\* 特別支援学校免許状は、それまでの盲、聾、養護教諭免許状を一本化した免許状である。

大学士) の場合は 2 種教免、学士で 1 種教免を取得できる。加えて、すべての教免に修士号を基礎資格とする専修免許状が設けられた。高校の教免は専修と 1 種の 2 種類、その他は専修、1 種、2 種の 3 種類になった。また、教免法第 9 条の 4 で 2 種の教免を有する者は 1 種教免の取得に係る努力義務が課せられた。

2016(平 28) 年 5 月段階で、幼稚園及び小学校教諭の教免取得に必要な教職科目を表 2 に示す。この中で「教職意義」は幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校等の教員を目指す学生にとって共通する科目である。この科目は教免を取得する学生にとって、教職への導入ともいえる科目であり、新免許法が制定された時点で新設された科目である。

この表 2 において太字で示したのが「教職意義」の指導内容である。幼稚園独自の科目はイタリックで示した。これを見ると幼稚園教免の独自性が見える。教育課程及び指導法に関する科目は、小学校、中学校、高等学校では指導対象は異なっても科目に含めることが必要な共通の事項は変わらない。幼稚園のみが事項欄が別になっている点に特徴がある。「教職の基礎に関する科目」は、旧免許法の時代にも置かれていた内容である。1 欄の「教育の理念並びに教育に関する思想と歴史」は「教育原理」又は「教育原論」として開講されていた。2 欄の「幼

表 2 幼稚園及び小学校教諭の免許状取得に必要な単位

	各科目に含めることが必要な事項	専修		1 種		2 種	
		幼	小	幼	小	幼	小
教科に関する科目							
教職の意義に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障を含む。） 職業選択に関する各種の機会提供等	2	2	2	2	2	2
教職の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6	6	6	4	4
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法 道徳の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む） 教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）		22		22		14
生徒指導、教育相談進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法		4		4		4
教育実習		5	5	5	5	5	5
教職実践演習		2	2	2	2	2	2

児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」は「教育心理学」として開講され、3欄の「教育に関する社会的・制度的または経営的事項」は、選択科目として「教育行政論」「教育社会学」「学校経営論」等が設置されていた。

これらの内容から見れば「教職意義」は全く新しい科目である。それは、教職に従事することを希望する学生が、児童や生徒の時代に表面からしか見なかった教員という職業について理解を深めるために設けられた科目である。養成審議会では、当初、この科目的性格から見て担当する教員は実務経験があることが望ましい、と捉えていたようである。したがって新免許法が改訂された初期には実務家教員として小学校、中学校や高校等の管理職や指導主事等の経験者が教職の専任教員や非常勤講師として「教職意義」を担当する事例が多かった<sup>3)</sup>。

しかし、幼、小、中、高校などの教員の経験が相当期間あれば、だれでも大学の教職課程の教員に従事できるわけではない。大学は一方で研究機関でもある。文部科学省の教職課程の教員としての資格は「大学設置基準上の教員としての資格要件を満たした上で、教職課程において担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要」と記されている。教職課程の担当教員は大学設置基準上の資格に加えて、教職課程教員としての条件を満足する必要がある。文部科学省は教職課程の審査上の問題として、実務経験を有する教員については以下のように指摘している<sup>4)</sup>。

1. 教職の意義に関する科目（の一部）や教育実習指導（の一部）等、幼、小、中、高、特別支援学校等の教員の経験を有する者による指導が効果的な場合がある。（以下の下線はいずれも筆者）
2. 実務の経験を有する教員を採用する場合、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文が無い場合には、大学や教員研修センターでの指導や研究会での研究発表、校内研修での実践発表における実践的実証的研究成果の発表記録や著作等（公刊されているもの）を有することが必要である。
3. 上記の発表や著作などには実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が抱合されていることが必要である。
4. 担当授業科目に関する研究業績などは「活字業績」が必要である。

新免許法が施行され30年近くなる。多くの実務家教員が採用されたが、その現状は、当初の目的を満足したとは言い切れない。その結果、文科省は教職課程認定基準の順守を再度各大学に求めている。筆者はこの「教職意義」について、学部の中高免許取得希望者を対象に数年間講義を担当した。そのシラバスを表3に示す。次に短大のシラバスから、本来の「教職意義」の趣旨が理解された内容として指導されているかを調査した。調査した短大は10校である。類似した内容を大別すると3区分できる。A類型校は理論的な面に焦点を当てたシラバス、B類型校は実務的な面に焦点を当てたシラバス、そして、C類型校はその中間的な内容のシラバ

表3 教職の意義に関する科目（教職意義）のシラバス（筆者による実践）

課題		内容
1	教職の意義（1）	教員という職業を歴史的視点から「聖職論」「労働者論」「専門職論」に分類し、現在の教員は成長発達段階にある幼児、児童、生徒の教育に従事する「専門職」であることを明らかにし学生の自覚を促す。
2	教職の意義（2）	「専門職」である教員として必要な知見について具体例を入れ解説する。
3	教員の役割（1）	教員という職業は次世代の国民を育てるという職務であり、その役割は重要であることを認識させ、教員の「指導力・人間力」が幼児、児童、生徒の成長に大きな役割を果たすことを、具体例を入れ自覚させる。
4	教員の役割（2）	教育機関である学校の種類、教員の職種・職名・職階等、チームとしての学校と教員の役割を解説する。養護教諭、栄養教諭の職務についても説明する。
5	教員の役割（3）	特別に支援を必要とする幼児、児童、生徒の問題を取り上げ、特別支援学校の教育について概説する。特別支援学校教諭の職務を概説する。
6	教員の職務（1）	教員の職務は、大別して「教科指導」と「教科外指導」とに分類できる。「教科外指導」は多岐にわたり、学級担任（高校ではHR担任）や教科担任以外に生徒指導、進路指導等、多様な校務があることを理解させる。職務の遂行には「人間対応能力・事務処理能力」が必要とされることを認識させる。
7	教員の職務（2）	教科指導と学習指導要領について概説し教科指導との関係を解説する。
8	教員の職務（3）	教科外指導（生徒指導、進路指導等）の職務について具体例を入れて概説する。
9	教員の職務（4）	教科外指導（学級運営・HR運営等）と学校運営について解説する。
10	教員の研修	教員の職務は教育基本法にあるように、絶えず研修と修養に励まねばならない。研修は職務上必須である職務研修と自己研鑽のために行う自己研修がある。職務研修の内容を解説し、併せて自己研修の重要性を理解させる。
11	教員の服務と身分保障	教員は多くの場合公務員であるが、私立学校の教員も職務は公務員に準じる。そのため、多くの職務上の服務がある。具体例を入れ内容を解説し責任を自覚させる。教員は職務の重要さに鑑み、身分上の保障があることを解説する。
12	進路選択に関する機会提供（1）	教員になるための道筋、現職教員の体験談、学校見学、部活動支援、各種ボランティアへの参加など、教職を体験する機会が多々あることを理解させる。
13	進路選択に関する機会提供（2）	教職に従事している卒業生を招きミニ講演を依頼し、学生との質疑応答を図り、教職に対する問題意識を高める。
14	多様な教育課題	学校現場で生じている「いじめ」「不登校」などの教育課題を取り上げ学生の問題意識を高める。
15	総括講義（職業人としての教員）	教員という職業について総括する。教員という職業に積極的にトライして活躍してほしいと担当者の真意を伝える。

スである。その中で特徴的な内容をもつ学校のシラバスを各1点あげ表4に示した。A類型は理論重視校、B類型は実務重視校、C類型はその中間校である。全体として言えることは、シラバスの内容が同じ「教職意義」でも3類型に大きな違いがある。シラバスは教員にとっても講義内容の体系化につながるものである。そこから講義の内容を読み取りたい。

短期大学における教職課程の運営と教員養成

**表 4 学校別の教職の意義に関する科目（教職意義）シラバス**

大別	A 類型短大	B 類型短大	C 類型短大
科目名	教職概論（1年）	教職概論（1年前期）	教師論（1年前期）
取得免	保育士、幼稚園2種	保育士、幼稚園2種	保育士、幼稚園2種、小学校2種
第1回	オリエンテーション 教師として学ぶことの意義	ガイダンス、保育者・教師になるということ	オリエンテーション
第2回	学校の現状と課題 今日の学校現場の課題を解説	子どもにとっての保育者・教師の存在と姿を考える。	教育とは、保育とは
第3回	教職について社会の見方 社会へ教員をどう見ているか。	子どもの遊びを支えるということ①子どもになりきって遊んでみよう。	教育、保育の目的
第4回	求められる教員の資質・能力1 受容と涵養 教員の人間性	子どもの遊びを支えるということ。②子どもの遊びとは	保育者としての免許資格（学習課程）
第5回	求められる教員の資質・能力2 教員の専門性と実行力	子どもにとって安心できる存在になるために	保育者としての免許資格（要件、責務）
第6回	教員の種類と資格 教員資格と教員以外の学校職員	子どもの理解者としての保育者・教師	職務内容（保育者としての役割）
第7回	教員の身分保障 勤務条件と実際の勤務と服務	子ども理解の方法と実際－保育における記録－	職務内容（講演など）
第8回	教員研修と向上心 勤務のための研修と自己研修	環境の作り手としての保育者・教師	保育者と法
第9回	教員の力量と学習指導 教科指導と生徒指導	保育の基本用語と前半のまとめ	公務員の要件、保育者の要件
第10回	教員の力量と校務 教務、研究、生活指導等と適性	保育教材のいろいろ	多様化する保育ニーズに対する認識
第11回	校務分掌とその実際 多様な校務の実際の様子	保幼小の連携と保育の構造	保育者に求められる資質、能力
第12回	学校外の職務と教員の関わり 各種行政、団体等と校務の関係	家庭との連携と子育て支援	保育者に求められる資質、能力
第13回	家庭、学校、地域と教員の交わり 地域の組織と学校との関係	園務と保育者の協働	保育者に求められる倫理
第14回	教員をめぐる条件事故 学校の安全管理と不祥事	保育の質向上と保育者・教師のキャリア形成	職業倫理（講演等）
第15回	まとめと講義全体の振り返り 理想の教師像と自己の課題	保育者教師に求められる人権意識	保育者の協同

A 類型校の短大は科目設定の趣旨は生かされ、理論的にも整理されているようである。ただ、「進路選択と機会の提供」の箇所が、どのような形で講義されるのか明確でない。学校外の地域や団体の機関のみでなく「教員の進路選択」について、どのように展開するのかシラバスからは見えにくい。教員の職務について、その複雑性と多様性に相当時間が割かれているのは、学生にとって必要な内容であり、このシラバスの評価される点であろう。

B 類型校の短大はおそらく幼稚園等の現場出身の担当者なのだろう。熱心に実務をこなして

きた様子がシラバスから読み取れる。幼稚園の現場の様子等は内容から推察して理解できるが、幼、小、中、高の教員に共通した教職の意義、役割や教員の研修と服務などが整理し講義される必要がある。大学の講義として理論的に分析する必要がある。この科目的趣旨は、基本的に教員という職業について、その職務の内容のみならず、役割や意義を学生に理解、自覚させることが主目的である。担当者が実務家出身とすれば、その弱点が表面化した内容といえる。

C 類型の短大は、項目から見る限りまんべんなく内容が記されているようであるが、説明が簡単であり内容の正確な把握ができない。また「教員の研修と服務」については触れられていない。「教員と法と倫理」のように抽象的である。実際の現場を、児童、生徒の立場からしか見ていない学生にはもう一步踏み込んだ内容にする必要がある。職務研修と自主研修なども区別して説明されているのか判断できない。とくに「教員の服務」については整理して指導する必要がある。

共通して言えることはシラバスが簡単すぎる点である。項目のみで内容が不明のものが多い。調査した 10 校中、項目と指導内容など表 3 のように記されていた学校は 1 校のみである。この点について指導する教員の意識も含めて改良が必要ではないか。

## 2. 短期大学での教職課程の運営と教員養成

社会の高学歴化が進むにつれて教免取得の期間も延長傾向にある。一方で取得期間の延長が、優れた教員養成につながると、単純に捉えることには無理がある。アメリカ合衆国の中学校の事例であるが、教免を持つ教員と持たない教員を比較実験した結果、その差はあまりなかったという研究もある<sup>5)</sup>。これは逆にアメリカ合衆国の中学校の教免取得のプログラムが適切でない証明をしたともいえる。それより教員という職業においても、教員以外の他職に見られるように、適切な入職年齢を研究することも、教員養成の問題として深める必要がある。非認知的能力の育成が重視される幼稚園教育に必要な知識、技能（スキル）は学校ばかりでなく、学校と職場（幼稚園等）を往復して、職務能力を高める方法が中学校や高校の教員以上に求められているのではないか。一定の現場経験を踏まえた上での知見を生かして理論化していくことに意味があると筆者は捉えている。筆者は職業教育を専攻とするが、約 3 万種あるといわれる職業の中で、入職時期と学校教育の関係は重視されている。その理由は大別して 2 点ある。

1 点は職務能力を獲得するにはどの年齢が適切であるか、という職業教育としての問題である。製造業の分野ではこれが証明されている。各種機器の製造加工には知識と技能（スキル）が要請される。初職年齢が 18 歳と 22 歳では、技能（スキル）を必要とする職務の獲得に差異がある。早期の年齢でキャリア発達する機会がないと、その職業の分野での発達が円滑に進まない領域がある。高校進学率が 95% を超した現在の日本社会においても、ある大手の事業所

## 短期大学における教職課程の運営と教員養成

は中学や高校卒業生を採用し自社で教育する方法をとり、大学卒業生では年齢的には獲得しにくい技能（スキル）を要する職務を担当できる労働者を自社で育てている。ドイツにおいては、高校生の年齢で、実務に従事しながら学習するデュアルシステムが、製造業のみでなく非製造業の分野でも行われている。芸術や体育などでも同様である<sup>6)</sup>。学校教育の長期化が、学校から仕事の世界への移行を妨げる要因にもなっている。「学校知」は高いが「社会知」は満足でない若者の増加を克服するには、学校での学習と現場での実践との乖離をなくしていく試みが必要となる<sup>7)</sup>。

2点目は教育年齢が長くなれば就職する年齢が遅くなり、教育費が増加する。それは保護者の経済的負担が重くなることである。大学を中退する学生は増加傾向にある。4年前の入学者数と卒業生の数を比較すれば、編入学生を含めても相当数の学生が大学を中退している。教免を取得するための教育機関の延長は、経済的に苦しい立場の若者が教員という職業へ参入するのを妨害することにならないかという懸念が残る<sup>8)</sup>。

近年、高大連携の重要性が指摘されているが、幼稚園や初等教育を担当する教員の教免取得も高校と短大の連携により効果が上がるのではないか。この「教職意義」は多くの大学や短期大学で1年生の前期に設置しているが、短大の場合は高校と連携し、これを高校3年生のカリキュラムに設置することはできないだろうか。すでに大学の科目の一部を高校段階で習得し、大学で取得した単位として認める制度ができている<sup>9)</sup>。工業分野では、高等学校と大学1、2年を接続し工業高等専門学校として制度化されている。卒業生は大学の工学部卒業生よりも実務能力に優れているとして産業界の評価は高い<sup>10)</sup>。

非認知的な機能が発達する幼児教育や初等教育の低学年の指導には、高校や大学の教員と比較し、子どもたちと年齢的に近い段階で、現場に飛び込み必要な知識と技能（スキル）を磨き、その経験を生かして大学や大学院で再教育を受けるのが、教員養成として効果的な内容が相当あるのではないか。高校3年生で「教職意義」と体験実習も含めた教員養成科目の一部を、短期大学において認定できる科目にすれば、余裕をもって教員養成が可能となる。教員養成を「適切な入職年齢とキャリア獲得」という教育学上の視点からも研究する必要がある<sup>11)</sup>。

## 結　　言

戦後日本社会の教員養成を教免制度の変遷に焦点を当て、短期大学において教員養成を効果的に運営する立場から、以下の3点について論究した。

第1点は、新免許法で設けられた科目「教職意義」の指導について、数校のシラバスを中心検討した。この科目は現場と学校をつなぐ視点から、実務家教員が担当することに期待された科目である。しかし、担当者が経験知のみに頼った講義をする場合には問題が生じる。調査

したシラバスを通し、そのマイナス面の克服が必要なことを指摘した。今後も教員養成では、この科目的指導内容の充実と方法について検討を深める必要がある。

第2点は、近年教免取得の教育期間が延長され、高学歴化の傾向が強まっている。しかし、幼児や初等教育の低学年の児童の教育には非認知的発達が重要視される。教員として必要な知識・技能（スキル）を獲得するには、学校教育の延長だけでは、十分な結果が得られないのではないかという問題を、製造業の人材養成を参考にして示唆した。現場での体験学習と学校での理論学習の往復が、現在以上に必要なことを提起した。教員養成は生涯学習とも関わる問題である。教員養成と適切な入職年齢の関係については、職業教育の立場から研究を深める必要性を論じた。

第3点は、教員養成には現場と学校との連携が現在以上に必要である。その手始めとして教職科目である「教職意義」や教職に必要な知識と技能（スキル）を早期に習得できるカリキュラムを高大連携の出発点として設け、高校生の年代から教職に関心を持たせることは教員養成として必要ではないかということを提起した。高大連携が、短期大学の教員養成にもゆとりを与えることができると捉えるからである。

<注>

- 1) 水原克敏『近代日本教員養成史』風間書房（1990）ほか、金沢大学での講演「教員養成の歴史的構造と今日的課題」（2008）を通じて教員免許制度の変遷について2000年頃までを整理し、高度専門職業人養成としての教職課程の今日的課題について論じている。
- 2) 1958年度の中教審答申で教員養成を目的化することが提起され、日本教育学会等から開放制を崩す内容であるとして反対意見が提出された。結果として開放制は残ったが、1966年の国立大学設置法の改訂により、各県の学芸大学は一部を除き教育大学と名称変更され目的化が強くなった。
- 3) 筆者の調査では、2010年5月段階で関西の幼稚園、小学校教免を認可された大学、短大10校のうち7校まで「教職意義」科目の担当者は元校長や教頭、指導主事の経験者であった。
- 4) 「課程認定などに係る近年の動向と留意事項等について（全国私立大学教職課程研究協議会研究大会第6分科会資料）」（2016）文部科学省初等中等局教職員課 山口大地担当官の説明では、実務家教員が大学の教職科目を担当する教員として相応しいか。経験のみでなく、研究者の視点からも教員資格を審査する認定基準になっている旨の説明がなされる。今後もこの点は重視するとの立場である。
- 5) 中室牧子『学力の経済学』ディスカバー ツエンティワン社（2016）156-157頁。アメリカ合衆国的小学校における実験が要約して記されている。
- 6) 『労働政策・研修機構研究報告書－技術革新の変化に伴う技能変化に関する調査研究－製造業編－』No35, (1992) では調査事業所464社中、工業高校卒業生の役割は「大変重要である」が28.1%、「重要である」が62.5%、合計すると90.6%になる。生産現場でテクニシャンとして働く労働者の訓練には、大卒者では技術と技能の直結した職務をこなす労働者が養成できないと、トヨタ自動車等、自社で高卒労働者を採用し教育・訓練をしている大手事業所もある。

佐々木英一「ドイツデュアルシステムの新展開－日本版デュアルシステムへの示唆－」法律文化社

## 短期大学における教職課程の運営と教員養成

- (2005) 167-168 頁によれば、ドイツでは中等教育段階で学校と職場を往復しキャリアを獲得し、就職するデュアルシステムは製造業のみでなく教育・福祉（州認定保育士、児童福祉指導員助手、介護福祉士など）の分野においても行われている。
- 7) 中井孝章「大阪市大研究紀要」45巻(1997)「学校知」については種々の論があるが、これについては「学校知の呪縛を越えて」において詳細に考察している。本論では学習者の生活や経験とかけ離れた抽象的知識を「学校知」として捉えておく。
- 8) OECDによる調査では2013年度の大学卒業生の数は約55万人であるが、4年前の入学者は約60万人である。中退以外の理由で卒業できない学生もいるが、大略5万人が中退していることになる。これは国、公、私立の合計であるから学校により差がある。
- NPO法人NEWVERY 石黒不二代理事長（リクナビ進学・学校情報）(2012.8)は私大では平均して8人に一人が中退しているという。文科省は平成19年度の大学等（国公私立、短大、高専を含む約1191校）の中退理由の約20%が経済的理由と発表しているが、4年生私大に焦点を絞ればこの比率はもっと高くなると推定できる。
- 9) 『大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会（文部科学省）』報告(2005)では「高校生に対して大学レベルの教育研究に触れる機会の促進」として6点を挙げている。その中で「高校生が科目履修性として大学の授業を受講し、その成果として単位を取得し入学後単位として認めることは可能」とされ、この制度を取り入れている大学もある。
- 10) 前掲書9「労働政策・研修機構報告書No35」1992では調査事業所464社中、卒業生の評価が高いのは、大学84.4%、専門学校65.7%に比して工業高専96.9%の高率になっている。
- 11) 近年教員養成の基礎資格を高め、修士号を取得することが、優れた教員を養成するとした論が2015年度中教審においても答申されている。しかし、認知能力と非認知能力のバランスという視点から、教員あるいは教員補佐として、早期に入職し教員としての知識と技能（スキル）を獲得し、その知見を活かし再学習をするのが、教員として成長するのにはより適切であると筆者は捉えている。教員養成にこの視点からの研究が見られない。

### <引用文献>

- 佐々木英一著『ドイツデュアルシステムの新展開』法律文化社(2005)
- 小林美希著『ルポ 正社員の若者たち—就職氷河世代を追う—』岩波書店(2008)
- 堀内達夫他著『日本と世界の職業教育』法律文化社(2013)
- 橋木俊詔著『日本人と経済』東洋経済新報社(2015)
- 山室牧子著『学力の経済学』ディスカバー・ツエンティワン社(2016)